

令和 2 年度

第 8 回 第二農地部会定例会議事録

令和2年11月27日（金）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和2年度 第8回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和2年11月27日(金) 午後1時30分
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	2番 五十嵐 隆一

(2) 農地利用最適化推進委員(15名)

(安塚区) 青田 俊一
(浦川原区) 井部 慎一、田鹿 敏行
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一
(牧区) 中川 正道、金井 薫
(柿崎区) 小池 孝志、長井 恒夫、宮川 武彦
(大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 大島 伸一
(吉川区) 常山 哲夫
(三和区) 福原 弥、高橋 浩一

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区)高波澄男、(牧区)米川尚登、(頸城区)上井康二の3名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 事	中村 駿	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任 佐野 謙一
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	小林 貴広	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	主 任	上田 良広	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

5番 岸田健 9番 大滝正秋

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

②浦川原区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

③大島区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

④牧区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

⑥大潟区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

⑧吉川区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

⑨三和区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

5 会議

柿崎区 駐在室長	【1. 開会】 (午後1時30分) それでは、これより令和2年度第8回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、初めに上野部会長からごあいさつをお願いいたします。 (上野部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	第二農地部会委員数12名の内、本日は出席委員12名全員の出席になります。 上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立している事を報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数18名の内、出席推進委員15名、欠席推進委員3名です。
議 長	【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 5番 岸田健委員、9番 大滝正秋委員を指名いたします。
議 長	【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 では、議事の前に上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 10番 滝沢記一委員の発声をお願いします。 (全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。
議 長	≪安塚区駐在室の議案≫ 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長	<p><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 1 頁をご覧ください。1 の利用権設定ですが 3 年を超え 6 年以内が 10 件、10 年超えが 2 件、計 12 件、借り手人数 4 名、貸し手人数 11 名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田 32 筆、37,276 m²で、再設定 1 件、新規設定が 11 件です。2 利用権移転、3 所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2 頁の 2217 番から 4 頁 2228 番までの 12 件を掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定 11 件についてご説明いたします。</p> <p>2 頁をご覧ください。2217 番から 2221 番及び 2223 番から 3 頁 2226 番は譲渡人が自作していましたが、高齢化と労力不足により地域の担い手 2 名に依頼するものです。</p> <p>次に 4 頁をご覧ください。2227 番と 2228 番は、借り手が農地中間管理機構である公益社団法人新潟県農林公社です。貸人の状況としては、2227 番は借り手の要望により合意解約し、中間管理機構と契約するものです。合意解約の関連案件について報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」で上程いたします。次に 2228 番は借り手の労力不足のためです。</p> <p>なお、これら 12 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

安塚区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>5頁をご覧ください。2132番の1件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借ですが、借受人の要望により解約し、議案第1号の集積計画により中間管理機構へ貸付けるものです。備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたので、ご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜浦川原区駐在室の議案＞</p> <p>それでは、浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>最初に議案の差し替えについてお願ひいたします。農用地利用集積計画の取り下げがあったことから、議案一式を差し替えるものです。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」をご説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。議案番号2501番の1件です。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地は議案書のとおりです。契約内容は、売買による所有権移転です。</p> <p>権利移動の事由は、譲受人は経営規模の拡大、譲渡人は高齢化による労力不足で経営規模を縮小するために売買するものとなっております。</p> <p>詳細は、議案書に添付しました調査書のとおりです。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書は 2 頁をご覧ください。 1 の利用権設定ですが 3 年を超え 6 年以内が 1 件、10 年超えが 6 件、計 7 件、借り手人数 2 名、貸し手人数 7 名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田 30 筆、23,141 m²で、再設定が 1 件、新規設定が 6 件です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、3 頁の 2543 番から 4 頁 2549 番までの 7 件を掲載いたしました。それでは、新規の利用権設定 6 件についてご説明いたします。</p> <p>4 頁 2544 番から 2549 番のすべて、借受人が農地中間管理機構である公益社団法人新潟県農林公社です。</p> <p>貸人の状況としては、2544 番から 2548 番は高齢化で労力不足のためです。</p> <p>次に 2549 番は、借り手の要望により合意解約し、農地中間管理機構と契約するものです。合意解約の関連案件については、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」で報告いたします。</p> <p>なお、これら 7 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></p>

議 長	次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>5頁をご覧ください。2565番と2566番の2件です。農地利用集積円滑化団体を通じた貸借でしたが、借人の要望で合意解約するものです。返還後の利用計画については、農地中間管理機構へ貸付です。備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	質問がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p>≪大島区駐在室の議案≫</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第1号 農地法第3条許可申請について≫</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号2909番の1件です。</p> <p>番号2909番について説明します。譲受人は、営農規模拡大のため、自宅近郊の農地の取得を希望していました。そのため、近隣で農業を営む譲渡人に農地売買を申し込み、譲渡人が了承したため今回の申請となりました。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後にお付けした調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。

	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>2 頁、議案第 2 号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。 1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 4 件、合計 6 件です。借り手 6 名、貸し手 6 名で利用権を設定する土地は、田 18 筆 23,874 m²で、新規 4 件、再設定 2 件です。2 利用権移転、3 所有権移転はありません。 新規の利用権設定についてご説明いたします。4 頁をご覧ください、番号 2985、2986、2987、2988 番は、借り手の経営規模拡大の希望により、貸し付けるものです。なお、番号 2986 番に関連する農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約については、この後、説明いたします。 これら利用権設定 6 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 5 頁をご覧ください。2931 番から 2933 番の 3 件です。解約事由は、2931 番が借受</p>

	<p>人の要望、2932、2933 番は借受人の高齢による労力不足のためです。返還後の利用計画については、2931 番が他者へ貸し付けで、新たな貸付者については備考欄に記載されている、4 頁の議案第 2 号、番号 2986 番のとおりです。2932 番、2933 番は他者へ貸し付け予定です。他者へ貸し付けが決まるまで、貸出人に農地の管理を指導していきます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p>＜牧区駐在室の議案＞</p>
議 長	<p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p>
議 長	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐 在 室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定、期間 3 年以内が 1 件、3 年を超え 6 年以内が 2 件、6 年を超え 10 年以内が 2 件で合計 5 件、借り手 3 名、貸し手 4 名、利用権を設定する土地は田 22 筆、8,759.84 m²、畑 1 筆、496 m²で再設定 2 件、新規 3 件となります。</p> <p>2 の利用権移転はなし、3 の所有権移転は 1 件で買い手人数 1 名、売り手人数 1 名、所有権を移転する土地は、田 9 筆 1866 m²、畑 2 筆 287 m²です。</p> <p>詳細については、2 頁 3466 番から 5 頁 3471 番に 6 件を掲載しましたのでご覧ください。</p> <p>それでは、まず利用権設定新規 3 件についてご説明いたします。</p> <p>3 頁 3467 番、4 頁 3469 番、3470 番は、高齢のため耕作が出来なくなったことから、地区内の認定農業者と利用権設定するものです。</p> <p>次に所有権移転 1 件について説明いたします。</p> <p>5 頁 3471 番は小作地の取得です。譲渡人は県外に在住し以前より譲受人に耕作を依頼してきました。高齢となったことから当地区の土地を処分することにし、譲受人に打診したところ、承諾を得られたので譲渡するものです。</p> <p>対価は総額で 5 万円ということから、10a 当たり田、畑ならしで 23,223 円と廉価での譲渡となります。</p>

議 長	<p>以上これら 6 件の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>≪柿崎区駐在室の議案≫</p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定の内容は、3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 4 件、6 年を超え 10 年以内が 6 件、計 12 件、借り手人数 11 名、貸し手人数 11 名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田 23 筆 34,936 m²、再設定が 7 件、新規設定は 5 件です。</p> <p>次に、2 の利用権移転、3 の所有権移転はございません。</p> <p>詳細については、2 頁の 3964 番から 4 頁 3975 番までの 12 件を掲載いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。</p> <p>3 頁、番号 3966 番は、5 頁の報告案件でご説明いたしますが、農業経営基盤強化促進法により農協が間に入って転貸していたものを、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約を行い、農地中間管理機構である新潟県農林公社による転貸で、他の農家に貸し付けるものです。新潟県農林公社から耕作者への案件は来月以降に上程予定です。</p> <p>次に 3967 番、3968 番、4 頁 3970 番の 3 件は、貸し手が自作していましたが、高</p>

<p>議 長</p>	<p>齢化による労力不足のため地域の認定農業者等に貸し付けるものです。</p> <p>次に4頁3974番は、貸し手が兼業のため労力不足になることから、地域の認定農業者に貸し付けるものです。</p> <p>なお、これら12件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>5頁番号3723番から3725番までの3件です。すべて農業経営基盤強化促進法による貸貸借によるものです。</p> <p>まず、3723番は、耕作者の労力不足による解約で返還後は他者へ貸し付け予定です。新たに貸し付ける間は、所有者に農地の管理を指導しております。</p> <p>次に3724番、3725番は、農地利用集積円滑化団体として農協が間に入った利用権設定のため2件になります。契約期間が12月30日で満了になりますが、農地利用集積円滑化事業が令和2年3月31日で廃止になったことにより再設定が出来ず、農協の要望により農地中間管理事業を利用することになり、期間の満了を待たずに解約することになったものです。</p> <p>なお、備考欄に関連議案の頁、番号を記載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
議 長	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について》</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。1の利用権設定は、6年を超え10年以内が9件で合計9件、借り手人数4名、貸し手人数9名です。利用権を設定する土地は、地目が田で12筆、面積は22,142㎡で再設定5件、新規設定4件です。2の利用権移転はありません。3の所有権移転は2件で買い手人数2名、売り手人数1名です。所有権を移転する土地は田が3筆、面積は3,903㎡です。</p> <p>それでは新規の利用権設定について説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。番号4742番と4744番はこれまで自作していた所有者が労力不足により新たに利用権を設定するものです。番号4745番と4746番はこれまで別の耕作者と利用権を設定していましたが、耕作者が耕作不便との理由から後の報告案件にあります合意解約をしたために、今回新たに利用権を設定するものです。</p> <p>次に所有権移転です。議案書は4頁をご覧ください。番号4751番と4752番は譲渡人が財産整理のため、これまで長年に渡り利用権を設定していた譲受人に無償で贈与するものです。</p> <p>これら11件の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画</p>

の策定を市長へ要請することといたします。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大湊区
駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご説明いたします。

5頁をご覧ください。番号4612番と4613番は借受人が耕作不便との理由から合意解約に至ったものです。返還後の利用計画は他者への貸付です。

なお、2頁の番号4755番と4756番は本件の関連案件となりますのでご確認ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

質問がないようですので、本件を承認いたします。

＜報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大湊区
駐在室

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は6頁をご覧ください。番号4615番は上小船津浜地内の登記簿地目「畑」面積349㎡を一般個人住宅として利用するため売買するものです。

位置図は7頁をご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、本件について承認します。

＜頸城区駐在室の議案＞

議 長	次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<p><議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></p>
頸城区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>頸城区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>1 の利用権設定の内訳は、3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が 12 件、10 年を超えるものが 2 件で計 15 件、借り手人数は 9 名、貸し手人数は 15 名です。利用権を設定する土地は、地目が「田」で 46 筆 126,246 m²、再設定が 13 件、新規設定が 2 件です。</p> <p>2 の利用権移転はございません。</p> <p>次に 3 の所有権移転です。件数は 4 件、買い手人数は 4 名、売り手人数は 3 名、所有権を移転する土地は、地目が「田」で 5 筆 11,264 m²、「畑」が 4 筆 1,853 m²です。</p> <p>それでは利用権新規設定の明細についてご説明いたします。</p> <p>議案書は 5 頁をご覧ください。</p> <p>番号 5488 番、5489 番の 2 件です。いずれも地主耕作であった農地について、離農に伴い農地中間管理機構へ貸し付けるものであります。10 a 当りの賃借料、内容についてはご覧のとおりです。</p> <p>次に所有権移転の明細についてご説明いたします。</p> <p>議案書は 6 頁をご覧ください。</p> <p>番号 5490 番から 5493 番までの 4 件です。</p> <p>まず、番号 5490 番です。これまで譲渡人と譲受人との間で、期間 10 年の利用権を設定していた「田」2 筆について、譲受人に売却し所有権移転するものです。</p> <p>次に番号 5491 番です。これまで譲渡人と譲受人との間で、期間 10 年の利用権を設定していた「田」1 筆について、譲受人に売却し所有権移転するものです。</p> <p>続いて番号 5492 番です。これまで地主耕作であった「畑」4 筆について、所有農地の資産整理の観点から、地元の認定農業者に売却し所有権移転するものです。</p> <p>次に番号 5493 番です。これまで譲渡人と譲受人との間で、期間 10 年の利用権を設定していた「田」2 筆について、譲受人に売却し所有権移転するものです。</p> <p>以上 4 件の対価額につきましては、双方協議により設定したものであります。</p> <p>これらの 19 件の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は7頁をご覧ください。</p> <p>番号5334番の1件です。契約内容は、農地法第3条による賃貸借で、「合意解約の事由」は労力不足、「返還後の利用計画」は休耕です。当該案件は、これまで農地法第3条に基づき、貸出人と借受人との間で賃借権の設定がなされたものではありますが、今般地主より、台帳は「貸し借り」となっているが、現況は、既に森林の様子を呈しており、再度耕作の用に供することはなく、合意解約により地主に返還する旨の意向が示されました。当局で航空写真を確認したところ、やはり森林の様子を呈しており非農地の状況でありました。合意解約後の利用計画は「休耕」としておりますが、今後、「利用状況調査に基づく非農地について」で議案を上程し、最終的に農家台帳から閉鎖する予定としております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>議案書は8頁をご覧ください。番号5492番から9頁、番号5501番までの10件</p>

	<p>です。いずれも小作料の見直しによる額の変更であります。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
<p>議 長</p>	<p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。番号6209番の1件です。</p> <p>議案書は1頁をご覧ください。また併せて、議案書最後に添付した「農地法第3条調査書」をご覧くださいませようお願いいたします。</p> <p>本案件は、貸人が農業者年金受給のために息子に経営移譲をしており、農地の移動、処分に制限のある特定処分対象農地となっています。そこで、平成20年10月27日から平成30年10月31日の従前の契約期間から10年が経過していることから、再設定を行って特定処分対象農地としての制限を解くものです。</p> <p>譲受人の状況は、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断します。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件を許可することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案書 2 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 2 件、6 年を超え 10 年以内が 2 件、10 年超はなく、合計 6 件、借り手 3 名、貸し手 6 名で、利用権を設定する土地は、田 20 筆 32,309 m²、畑はありません。設定の形態は再設定 5 件、新規 1 件となります。</p> <p>2 の利用権移転はなく、3 の所有権移転は 1 件で買い手 1 名、売り手 1 名で、所有権を移転する土地は、田 1 筆の 1,234 m²です。</p> <p>詳細については、3 頁の 6417 番から 6 頁 6423 番までの 7 件を掲載いたしました。それでは、新規の利用権設定の説明をいたします。3 頁をご覧ください。番号 6418 番は、地権者が自作していた農地を、高齢による労力不足のため隣接集落の農業生産法人に耕作を依頼する案件です。</p> <p>次に、所有権移転について説明をいたします。6 頁をご覧ください。番号 6423 番 1 件で、小作地の取得となります。</p> <p>経営基盤強化促進法により、長年賃貸借契約を締結しておりましたが、今般、土地所有者から売却の申し出があり、両者の間で話し合いが整ったものです。</p> <p>以上、これら 7 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>

吉川区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>7頁、番号6235番及び6236番の2件であります。農協を介した賃貸借契約でありますので、実質の1件であります。</p> <p>当該地は、以前より経営基盤強化促進法により賃貸借契約をしていたのですが、水はけが悪く、耕作者は転作用の水田として借り受けておりましたが、実質的な減反制度が廃止されたこともあり、水稻の作付けは難しい現状から、耕作者からの申し出により合意解約されたものです。</p> <p>解約後は、休耕となるとのことでありますが、草刈り管理等の徹底を所有者に指導しております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件について、承認いたします。</p>
議 長	<p>≪三和区駐在室の議案≫ 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞ 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、4頁、番号8750番は、五十嵐委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により五十嵐委員の一時退席を願います。</p> <p>(五十嵐委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号8750番の五十嵐委員関連について、事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」五十嵐委員の関連する案件について、議案書1頁をもとに説明いたします。</p> <p>議案書は1頁をご覧ください。</p> <p>1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が1件、借り手人数1名、貸し手人数1名です。利用権を設定する土地は、田が7筆7,611㎡、新規設定が1件です。</p>

<p>議 長</p>	<p>2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。 詳細については、4 頁に掲載いたしました。 それでは、新規の利用権設定 1 件について説明いたします。 4 頁、8750 番はこれまで貸手が自作されていた農地を、農地の集約化を図るため、五十嵐委員ご自身が構成員となっている法人へ利用権を設定するものです。 なお、合同会社米ヴィレッジさんについては、農地所有適格法人ではなく一般法人のため解除条件付きによる賃借権の設定となっております。利用権設定 1 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、番号 8750 番は原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、番号 8750 番は、原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p>(五十嵐委員復席)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、五十嵐委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」五十嵐委員関連以外の案件について、議案書 1 頁をもとに説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。1 の利用権設定の内容は、期間は 3 年以内が 1 件、3 年を超え 6 年以内が 1 件、6 年を超え 10 年以内が五十嵐委員の関連案件を除いて 6 件、計 8 件、借り手人数 6 名、貸し手人数 7 名です。</p> <p>利用権を設定する土地は、地目が田 24 筆 52,433 m²、再設定、新規設定ともに 4 件です。2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。</p> <p>詳細については、2 頁から 4 頁に掲載いたしました。 それでは、新規の利用権設定 4 件について説明いたします。</p> <p>3 頁 8748 番は、これまで別の借手が耕作されていましたが、借り手の労力不足により、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。契約期間については、他</p>

	<p>の契約と終期を合わせるため令和6年4月9日となっております。</p> <p>4頁8751番、8752番の2件は、これまで別の借手が耕作されていましたが、農地の集約化を図るため、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。8753番はこれまで貸手が耕作されていましたが、農地の集約化を図るため、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。</p> <p>次に8749番、申請内容の記載欄については、賃借料を支払っているものと、使用貸借のものがあるため2段に表記しています。営農条件などを考慮し、地権者が農地の管理をお願いしているということでの使用貸借です。契約期間については、他の契約と終期を合わせるため令和9年4月9日となっております。</p> <p>なお、関連案件について報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」で上程いたします。</p> <p>これら利用権設定8件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p>
議 長	<p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」審議いたしますが、6</p>
	<p>頁、番号8611番は五十嵐委員の関連する案件ですので、議事参与の制限により五十嵐委員の一時退席を願います。</p>
	<p>(五十嵐委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号8611番の五十嵐委員関連について、事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>5頁、議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」五十嵐委員の関連する案件について説明いたします。</p>
	<p>議案書は、5頁から6頁をご覧ください。</p>
	<p>6頁8611番は、これまで旧借手が耕作されていましたが、農地の集約化を図る</p>

<p>議 長</p>	<p>ため、五十嵐委員ご自身が構成員となっている法人へ賃借権を移転するものです。 権利の移転について、議案書 5 頁をもとに説明いたします。</p> <p>1 の権利の設定はありません。2 の権利の移転は、期間は 7 年を超えるものが 1 件、借り手人数 1 名、権利を移転する土地は、田が 2 筆 3,198 m²です。詳細につきましては、6 頁に掲載いたしました。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、番号 8611 番に同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、番号 8611 番は同意することに決定いたします。</p> <p>(五十嵐委員復席)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、五十嵐委員関連以外の案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」五十嵐委員関連以外の案件について、説明いたします。</p> <p>議案書は、5 頁から 6 頁をご覧ください。</p> <p>6 頁 8612 番は 8611 番と同様、これまで旧借手が耕作されていましたが、農地の集約化を図るため、地域の認定農業者へ賃借権を移転するものです。</p> <p>権利の移転について、議案書 5 頁をもとに説明いたします。</p> <p>1 の権利の設定はありません。2 の権利の移転は、期間は 7 年を超えるものが 1 件、借り手人数 1 名、権利を移転する土地は、田が 5 筆 12,000 m²です。詳細につきましては、6 頁に掲載いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、番号 8612 番に同意することに賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、番号 8612 番は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>7 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。議案書は 7 頁をご覧ください。 契約内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく賃貸借契約です。合意解約の事由は番号 8666 番から 8667 番までの 2 件は、農地集約を図るための解約であり、返還後の利用計画は、2 件とも他者へ貸付です。また、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u><報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について></u> 報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」審議いたします。事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>報告第 2 号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。議案書は 8 頁をご覧ください。 番号 8706 番から 8707 番までの 2 件は、農地集積円滑化団体であるえちご上越農業協同組合を介しての転貸です。いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>

議 長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議 長	<p>【7. 閉会】</p> <p>本日の令和2年度第8回第二農地部会定例会を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時30分終了)</p>